

## HNS 資機材要員配備証明書発行に係る料金規程

平成 21 年 12 月 1 日制定

第 1 条 「HNS 資機材要員配備・緊急措置業務約款」（以下「約款」という。）第 4 条の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）が実施する「HNS 資機材要員配備証明書」（以下「証明書」という。）の発行に係る料金の額及びその手続等については、約款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 各種証明書の料金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 年間証明書の発行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

総トン数(G/T)	年間証明書料金(円)	
	本 体	税 込 額
150G/T 以上 300G/T 未満	190,000	199,500
300G/T 以上 500G/T 未満	228,000	239,400
500G/T 以上 750G/T 未満	266,000	279,300
750G/T 以上 1,000G/T 未満	285,000	299,250
1,000G/T 以上 3,000G/T 未満	323,000	339,150
3,000G/T 以上 5,000G/T 未満	342,000	359,100
5,000G/T 以上 10,000G/T 未満	399,000	418,950
10,000G/T 以上 15,000G/T 未満	437,000	458,850
15,000G/T 以上 20,000G/T 未満	532,000	558,600
20,000 G/T 以上	551,000	578,550

(2) 限定年間証明書料金は、前号の年間証明書料金の月割り計算額とする。

(3) 指定期間証明書の発行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

(単位:円)

総トン数(G/T)	2 週間		4 週間		6 週間	
	本体	税込額	本体	税込額	本体	税込額
150G/T以上300G/T未満	31,000 (34,000)	(35,700)	62,000 (65,000)	(68,250)	93,000 (96,000)	(100,800)
300G/T以上500G/T未満	38,000 (41,000)	(43,050)	76,000 (79,000)	(82,950)	114,000 (117,000)	(122,850)
500G/T以上750G/T未満	44,000 (47,000)	(49,350)	88,000 (91,000)	(95,550)	132,000 (135,000)	(141,750)
750G/T以上1,000G/T未満	47,000 (50,000)	(52,500)	94,000 (97,000)	(101,850)	141,000 (144,000)	(151,200)
1,000G/T以上3,000G/T未満	53,000 (56,000)	(58,800)	106,000 (109,000)	(114,450)	159,000 (162,000)	(170,100)
3,000G/T以上5,000G/T未満	57,000 (60,000)	(63,000)	114,000 (117,000)	(122,850)	171,000 (174,000)	(182,700)
5,000G/T以上10,000G/T未満	66,000 (69,000)	(72,450)	132,000 (135,000)	(141,750)	198,000 (201,000)	(211,050)
10,000G/T以上15,000G/T未満	72,000 (75,000)	(78,750)	144,000 (147,000)	(154,350)	216,000 (219,000)	(229,950)
15,000G/T以上20,000G/T未満	88,000 (91,000)	(95,550)	176,000 (179,000)	(187,950)	264,000 (267,000)	(280,350)
20,000 G/T以上	91,000 (94,000)	(98,700)	182,000 (185,000)	(194,250)	273,000 (276,000)	(289,800)

注:上記表中の( )書きは、証明書の発行手数料を含む額である。

注: 8, 10及び12週間本体価格については、それぞれ2週間分本体価格の4倍、5倍及び6倍となる。

第3条 各種手数料の額については、次表のとおりとする。

区 分	金額（円）
年間証明書の発行手数料	免除
指定期間証明書の発行手数料	3,000円
限定年間証明書の発行手数料	免除
船舶所有者名などの証明書の効力に影響を及ぼす事項を変更する場合の変更手数料	3,000円
年間証明書（限定年間証明書も含む）発行後に、海難事故等により廃船等となった場合に、返戻手続きをする際の返戻手数料	3,000円
限定年間証明書の期限を延長する場合の延長手数料	3,000円
振込手数料：依頼主、要請者の負担とする	相当額

※金額は全て外税

なお、約款第4条第4号のキャンセル料（10,000円外税）は、委託者が各種証明書の発行を申請のうえ、センターの指定口座に料金を入金後（証明書発行後及び発送後を含む）、当該証明書の発行を取り消す場合の取消手数料を含む。この場合の返金額は、当該証明書料金（振込額）から発行手数料及びキャンセル料を差し引いた残余金額とする。

第4条 追加料金の徴収、料金の返戻及びその他の手続きについては、次のとおりとする。

(1) 指定期間証明書の申込み締切日を越えて緊急に発行を申し込む場合（緊急発行）、証明書発行料金に加えて、当該証明書発行料金の50%を追加料金（外税）として徴収する。

なお、4週間以上の期間の当該証明書の追加料金（外税）は、当該証明書の2週間分の料金の50%とする。

(2) 年間証明書の申込み締切日である3月20日（当該日が銀行休業日の場合は前営業日）を越えて緊急に発行を申し込む場合（緊急発行）であって、3月21日（当該日が銀行休業日の場合は直後の営業日）から4月30日（当該日が銀行休業日の場合は前営業日）の間に申し込む場合は、年間証明書料金に加えて、当該証明書発行料金の10%を追加料金（外税）として徴収する。

但し、5月1日（当該日が銀行休業日の場合は直後の営業日）以降に年間証明書の発行を申し込む場合は（限定年間証明書は除く）、当該証明書の有効期間を4月1日から翌年3月31日と表記し、発行日をもって当該証明書の効力が発するものとみなした年間証明書（以下この条において「年度途中の年間証明書」という。）を発行し、その料金は年間証明書料金（12ヶ月分）を徴収し、追加料金は徴収しない。

(3) 年度途中の年間証明書（売船、廃船及び新規登録船以外の事由による発行）を申請して手続きが完了する日は、発行日の3日前の日（当該日が銀行休業日の場合は前営業日）までとする。

ただし、緊急に当該証明書の発行が必要な場合は、発行日の2日前の日（当該日が銀行休業日の場合は前営業日）までに申し込むことができるが、その場合年間証明書料金に加えて、当該証明書発行料金の10%を追加料金（外税）として徴収する。

(4) 限定年間証明書の申込み締切日を越えて緊急に発行を申し込む場合（緊急発行）、センターが月割り計算した限定年間証明書料金に加えて、当該証明書発行料金の10%を追加

料金（外税）として徴収する。

- (5) 年間証明書及び限定年間証明書を申請した者は、当該証明書の有効期間中に対象船舶が売船等となった場合は、速やかにセンターに通知しなければならない。

また、当該証明書の残余料金の返戻を希望する場合は、その事実が発生した日から3ヶ月以内に書面をもってセンターに通知するとともに、日本国内での運航状況が把握できる書類（例：船舶登録原簿に登録／抹消されている事項を証明する「登録事項証明書」「登録抹消原簿」や「売買契約書」等の写しなど）を添付しなければならない。

返戻金額は、当該証明書料金から廃船等の事実が発生した日を含む月までの月割り計算した額及び返戻手数料を差し引いた額とする。

- (6) 銀行休業日が連続して3日以上の場合の各種証明書に係る緊急発行事務の特別な取扱については、別途定める取扱要領に従って、各種証明書の発行希望日の前日の銀行営業日の正午までに、当該証明書発行料金等及び本条第1号の追加料金の入金が確認できた場合に限って、当該証明書を緊急に発行する。

第5条 この規程においては、次の各号に定めによるものとする。

- (1) この規程において1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- (2) この規程において月割りによって計算する場合は、1月に満たない端数は1月として計算する。
- (3) 外国貿易船は、消費税を免税とする。
- (4) 緊急発行手続き（約款第3条第2号但し書き及び前条第6号）、船舶所有者等の変更手続き及びこれに類する手続きは、原則としてファクシミリによることとする。

附 則 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に「平成22年度の年間証明書、限定年間証明書及び指定期間証明書」を申請する場合は、この規程を適用する。

ただし、平成21年度中に発行した各種証明書の変更、延長、廃止等を行う場合は、平成21年度の各種手数料を適用する。

3 「平成21年度の年間証明書、限定年間証明書及び指定期間証明書」の申請については、この規程制定後でも、なお従前の例による。

## HNS資機材要員配備証明書の緊急発行（特別）の取扱要領について

平成21年12月1日制定

1. 「HNS資機材要員配備証明書発行に係る料金規程」（以下「料金規程」という。）第4条第6号に基づき、銀行休業日が3日以上連続する場合の各種証明書の申込み締切日の特例については、原則としてこの取扱要領の定めるところによる。
2. センターは、銀行休業日が3日以上連続する場合の各種証明書の申込み締切日について、「HNS資機材要員配備・緊急措置業務約款」（以下「約款」という。）第3条第2号但し書の「緊急に証明書の発行が必要な場合は、有効期間開始日の2日前」のほかに、委託者が次の各号をすべて満足して、この取扱要領「3.」に定める「緊急発行（特別）指定日」に所要の手続きを完了した場合に限り、有効期間開始日の前日（銀行営業日に限る）に各種証明書を緊急発行する（以下「前日の緊急発行」という。）ことができる。
  - (1) 対象となる証明書は、年間証明書、限定年間証明書及び指定期間証明書とする。
  - (2) 各種証明書の前日の緊急発行の追加料金（外税）は、約款及び料金規程のとおり、年間証明書及び限定年間証明書については当該証明書料金の10%、指定期間証明書については証明書料金の50%とする。
  - (3) 委託者は、センターに「緊急発行（特別）指定日」の正午（日本時間）までに、当該証明書料金及び追加料金等をセンターの指定口座に振り込み、その着金をセンターに確認すること。
  - (4) 委託者は、当該証明書の発行後に、対象船舶が「特定海域に入域した日」を確認することができる書類として、外航船にあつては「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」第44条の「船舶保安情報の通報」の写し、内航船にあつては航海日誌の写し、その他対象船舶が特定海域に入域した日を確認できる書類の写しを、センターに遅滞なくファクシミリ等により送信すること。
3. センターが指定する「緊急発行（特別）指定日」は、原則として銀行休業日が3日以上連続する日の直近及び直後の銀行営業日とする。この「緊急発行（特別）指定日」の公表については、翌事業年度に備えて、センターホームページ等で周知するとともに、本取扱要領に記載する。
4. 「緊急発行（特別）指定日」の「前日の緊急発行」手続きは、ファクシミリにより行うこととし、希望者はセンターに電話連絡を行い、その指示に従うこと。
5. 平成22事業年度の「緊急発行（特別）指定日」は、次表のとおりとする。

平成22年	4月30日、5月6日、7月16日、7月20日、9月17日、9月21日、10月8日、10月12日、12月30日
平成23年	1月4日、1月7日、1月11日、2月10日、2月14日、3月18日、3月22日

附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

【参考】

「2日前までの緊急発行」と「前日の緊急発行（特別）」の例示

(1) 2日前までの緊急発行の場合（例）・・・原則これまでどおり。

28 水	29 木	30 金	1 土	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日
◆/▲		●	◇	△	△	△	△	△/■	○	□	□

◇発行希望日→◆緊急発行≠切日

△発行希望日→▲緊急発行≠切日

○発行希望日→●緊急発行≠切日

□発行希望日→■緊急発行≠切日

(2) 前日の緊急発行の場合（例）・・・やむを得ず特別に発行を希望する場合。

28 水	29 木	30 金	1 土	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日
		▲	△	△	△	△	△	△/●/■	○	□	□

○ 「緊急発行（特別）指定日」

△発行希望日→▲緊急発行（特別）≠切日の正午までに着金確認

○発行希望日→●緊急発行（特別）≠切日の正午までに着金確認

□発行希望日→■緊急発行≠切日

(3) 当日の発行

発行希望日の当日入金、当日着金確認による当日発行は実施しません。

以上